

# 第二期雫石町環境基本計画概要版

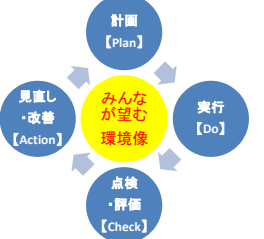
## みんなが望む環境像

計画期間：令和3年度～令和10年度

## 「美しく豊かな環境の保全と持続可能なまち」

すべての町民は、人と自然とがいかに共生できるかを真剣に考え、先人たちが育んできた貴重な環境を後世に引き継いでいく責任があります。暮らしと経済活動の両面から、美しく豊かな雫石の環境を保全し、環境を守る活動を通じて、安全・安心な環境の中で自然と共に暮らせるまちを守り育て、未来を担う人々に伝えるよう持続可能なまちづくりを目指します。

【PDCAサイクルによる評価と検証】



### 【計画の基本的事項】

#### ●計画策定の背景

環境問題の解決に向け、国連サミットでSDGsが採択され、地球という大きな視野で捉えた環境保全の理念と取り組みが必要となってきています。

#### ●計画の基本理念

1. 良好な環境の確保と、将来への継承
2. 持続的発展が可能な循環型社会の構築
3. すべての者の適切な役割分担のもと、良好な環境の保全と創造
4. あらゆる活動における地球環境保全への貢献

#### ●計画の範囲

対象地域は、雫石町全域とします。ただし、町が単独で行えない場合や連携することによって効果が得られる場合は、近隣の市町や県、国と協力し、取り組みを進めるものとします。

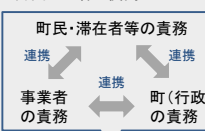
#### ●環境の範囲

1. 生活環境 大気、水質、騒音、振動、悪臭、土壌、地盤沈下、その他公害、化学物質(PM2.5など)
2. 自然環境と景観 動物、植物、森林、緑地、水辺、河川、湖沼、農地、地形、地質、景観、環境美化
3. 循環型社会 廃棄物、資源物、不法投棄、し尿
4. 気候変動対策 地球温暖化、省エネルギー、再生可能エネルギー
5. 環境保全への取り組み 環境教育(学習)、環境情報の共有、環境保全活動

#### ●計画の位置づけ

「雫石町環境基本条例」に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定める計画です。また、「第三次雫石町総合計画」の環境分野を推進する計画であり、町の環境の保全と創造を図る上で最も基本的な計画としての役割と性格を持ちます。

#### ●計画の主体と役割



『みんなが望む環境像の達成』

### 【今後8年間に取り組む基本目標と具体的な取り組み内容】

#### 【基本目標1】

健康で快適に暮らせるまちをめざして(生活環境の保全)

みんなが健康で、快適に暮らせる良好な生活環境の保全を図ります。

#### ●基本施策 1-1.きれいな水を守る

- (1) 汚水処理施設整備による汚濁負荷の削減
- (2) 河川等への油流入防止と水質状況の情報提供

#### ●基本施策 1-2. 良好な生活環境を守る

- (1) 野外焼却等による大気汚染・悪臭の防止
- (2) 騒音・振動の防止
- (3) 環境保全(公害防止)協定締結の推進
- (4) 環境監視・放射線量等測定の実施

#### ●基本施策 1-3. 安全な環境を守る

- (1) ダイオキシン類測定値の情報提供
- (2) 2、4、5-T系除草剤埋設地問題解決の要望
- (3) 工業系VOC使用削減の啓発
- (4) PRTR法に基づく化学物質の情報提供

#### 【基本目標2】

自然を守り育てるまちをめざして(自然環境の保全と景観の保持)

森林や農地、河川、湖沼などの多様な自然環境を適切に保全し、潤いのある美しい風景など、景観の保持に努めるほか、生物多様性の確保に努めます。

#### ●基本施策 2-1. 生物多様性を守る

- (1) 町内の動植物の生息情報調査
- (2) 希少種などの生息域保全活動の推進
- (3) 開発事業にあたっての環境配慮
- (4) 野生動植物の保護管理

#### ●基本施策 2-2. 森林・里山を守る

- (1) 森林循環の推進
- (2) 森林・里山に対する意識の高揚
- (3) 木質バイオマスエネルギー活用推進

#### ●基本施策 2-3. 水辺を守る

- (1) 河川・御所湖周辺のごみ散乱防止と清掃活動
- (2) 河川公園の利用促進

#### ●基本施策 2-4. 農地を守る

- (1) 農業者の育成と経営安定の促進
- (2) 農地の保全と遊休農地の解消
- (3) 農薬・肥料の適正使用と農産物認証制度、資源循環・環境保全型農業の推進
- (4) 農業廃棄物の適正処理

#### ●基本施策 2-5. 景観を守る

- (1) ごみのポイ捨て禁止やペット飼育マナーの向上
- (2) ふるさと景観条例に基づく景観の保全と継承
- (3) 公園の機能維持と活用促進

#### 【基本目標3】

環境負荷の少ないまちをめざして(循環型社会の構築)

廃棄物の排出抑制と減量、限られた資源のリサイクルに努め、循環型社会の構築を目指します。

#### ●基本施策 3-1. ごみの発生を減らす・排出を抑制する

- (1) 町民・事業者に対する情報提供
- (2) 事業系一般廃棄物の減量化指導
- (3) 容器包装廃棄物の減量と排出抑制
- (4) 生ごみ処理機(容器)の活用
- (5) 食品ロス削減の呼びかけ

#### ●基本施策 3-2. リユース・リサイクルを推進する

- (1) ごみ分別徹底の啓発
- (2) 集団資源回収団体の支援
- (3) 使用済み食用油・古着の拠点回収推進
- (4) 雫石リサイクルセンター等での資源物回収の推進

#### ●基本施策 3-3. ごみの適正処理を推進する

- (1) 災害廃棄物処理計画の策定
- (2) 盛岡広域による施設集約化の検討
- (3) 不法投棄の未然防止
- (4) PCB廃棄物の適正処理
- (5) プラスチックごみの排出抑制
- (6) 適正な廃家電処理
- (7) ごみ集積所の整備
- (8) し尿の適正処理

#### 【基本目標4】

地球にやさしい低炭素型のまちをめざして(気候変動対策)

再生可能エネルギーの導入や活用、省エネルギーの普及など、地球温暖化の抑制に努め、低炭素型のまちづくりを目指します。

#### ●基本施策 4-1. 地球温暖化を抑制する

- (1) 地球温暖化防止の普及啓発、環境学習
- (2) 町の地球温暖化対策実行計画の推進
- (3) 町民・事業者の省エネルギー活動の推進
- (4) 公共施設への省エネルギー型機器の導入
- (5) 電気自動車普通(急速)充電器の設置
- (6) 高断熱・高气密住宅建築の促進

#### ●基本施策 4-2. 再生可能エネルギーの普及を促進する

- (1) 再生可能エネルギーの地産地消・地域循環
- (2) 公共施設への再生可能エネルギーの導入
- (3) 町民・事業者の再生可能エネルギー導入促進

#### 【基本目標5】

環境への意識の高いまちをめざして(環境保全への取り組み)

身近な生活環境から地球環境まで、広い分野にわたる環境問題について、みんなで考え、地域や家庭、事業所などで身近にできる環境保全に取り組んでいきます。

#### ●基本施策 5-1. 環境に関する意識・知識を高める

- (1) 水生生物調査参加団体の増加
- (2) 環境講座などの定期的な開催
- (3) 学校等における自然体験学習などの充実
- (4) 環境フェア等のイベント開催
- (5) 環境分野に関する考え方の転換

#### ●基本施策 5-2. 環境情報を共有する

- (1) 広報誌・ホームページやSNSを活用した情報発信
- (2) 環境報告書等の作成と公表

#### ●基本施策 5-3. 環境保全のための仕組みをつくる

- (1) 地域との連携による環境保全活動の推進
- (2) 事業者の環境マネジメントシステムの導入
- (3) 事業者による環境報告会の開催